

死亡届 手続きチェックシート (市役所での手続き)

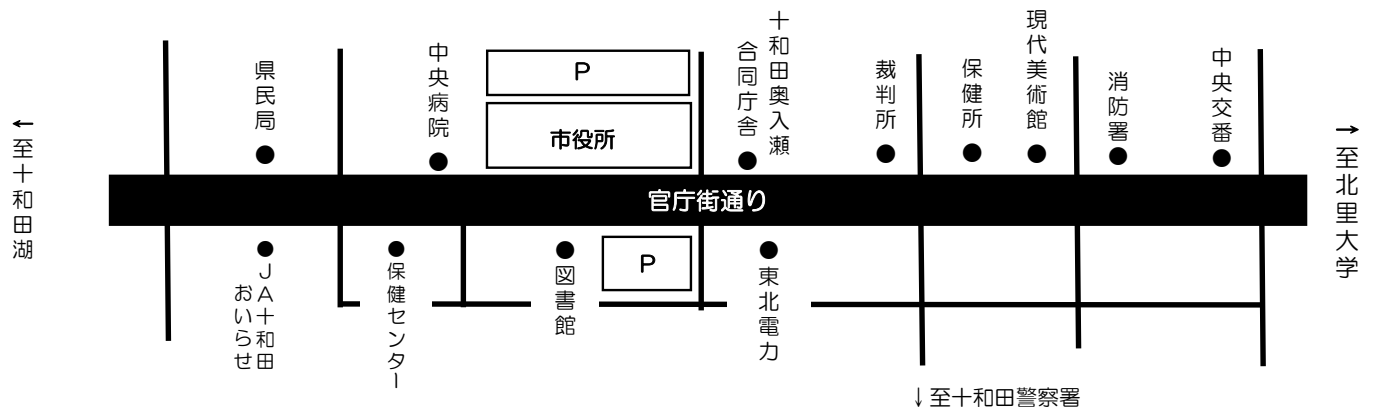
以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

| チェック | お亡くなりになったかたについて | 手続き | 必要なもの | 期限 | 担当課 | 窓口番号 | |
|--------------|---------------------------------------|---|---|---|-----------------------------|-------------------------|----------|
| 印鑑登録・マイナンバー他 | 印鑑登録証をお持ちのかた | 印鑑登録証の返却 (自身での処分も可) | ・印鑑登録証 ※死亡により自動的に抹消します。 | | 市民課 住民記録係 51-6755 | 3番 | |
| | マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちの場合 | カードの返却 ※マイナンバーカード及び通知カードについては、今後の諸手続きに必要な場合もありますので、一定期間保持することをおすすめします。 | ※死亡により自動的に失効します。 | | | 2番 | |
| | 死亡の記載がされた各種書類を必要なかた | 死亡者の住民票の申請 (住所地へ) | 死亡者の戸籍謄本の申請 (本籍地へ) | ・申請者の本人確認書類 ※死亡届出後、書類発行までに以下のとおりお時間をいただきます。 ○届出地及び申請地が十和田市の場合 ・住民票…数時間 ・戸籍…1週間程度 ○上記以外の場合…10日程度 詳しくはお問合せください。 | | 市民課 住民記録係 51-6755 | 4番 |
| | | 死亡届記載事項証明書の申請 (遺族年金や郵便局簡易生命保険等の手続きに使用し、かつ条件を満たすかたに限られます) | | | | | |
| | | 市営住宅にお住まいのかた | 異動届 | 認印 | | 都市整備建築課 51-6738 | 別館 2階 |
| 国民健康保険 | 国民健康保険証をお持ちのかた | 資格喪失の手続き 葬祭費支給の申請 等 | ・届出者の本人確認書類 ・死亡したことを証明する書類 ・死亡者の保険証 ・世帯主または喪主の認印 ・世帯主または喪主のマイナンバー ・死亡者のマイナンバー ・喪主の振込先口座 | | 国民健康保険課 国保給付係 51-6750 | 11番 | |
| | 後期高齢者医療保険証をお持ちのかた | 資格喪失の手続き 葬祭費支給の申請 受領申立書(保険料の還付・納付のため相続人代表の申立) | ・届出者の本人確認書類 ・死亡したことを証明する書類 ・死亡者の保険証 ・喪主の振込先口座、認印 ・受領申立者(相続人代表者)の振込先口座、認印 ・死亡者のマイナンバー | | 国民健康保険課 長寿医療係 51-6752 | | |
| 年金 | 年金を受給中のかた | 未支給年金の請求 | ・年金証書 ・住民票・戸籍 等 ※別途ご案内します。 | 死亡日から5年以内 | 市民課 国民年金係 51-6753 | 2番 | |
| | | 遺族年金の請求 | ※該当する場合、別途ご案内します。 | | | | |
| | 年金受給前のかた | 遺族年金・寡婦年金の請求 | | 死亡日から2年以内 | | | |
| | | 死亡一時金の請求 | ・年金手帳 ・住民票・戸籍 等 ※別途ご案内します。 | | | | |
| | 農業者年金に加入または受給しているかた | 農業者年金死亡関係届出 | ・認印 ・未支給年金請求者名義の預貯金通帳 ・死亡日及び死亡者と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等 | | 農業委員会 51-6740 | 別館 4階 | |
| 高齢 | 年齢が65～74歳のかた 生活保護を受けていたかた | 受領申立書(保険料の還付・納付のため相続人代表の申立)の手続き | ・認印 | | 高齢介護課 51-6721 | 10番 | |

| | チェック | お亡くなりになったかたについて | 手続き | 必要なもの | 期限 | 担当課 | 窓口番号 |
|----------|------|------------------------|----------------------------|---|---|-----------------------------|------------------|
| 子ども | | 児童手当を受給しているかた | 受給事由消滅届や新養育者による認定請求 等 | <ul style="list-style-type: none"> 新受給者の保険証 新受給者の通帳 マイナンバー 一番年上の受給児童の通帳 認印 | | こども支援課 こども保育係 51-6717 | 8番 |
| | | 保育施設に入園しているお子さんがいるかた | 保育料変更等 | <ul style="list-style-type: none"> 認印 | | | |
| | | 子ども医療費を受給しているかた | 受給資格変更（消滅）の申請 | <ul style="list-style-type: none"> 子の健康保険証 請求者の通帳 受給資格証 認印 | | | |
| | | ひとり親家庭等に該当になるかた | ひとり親家庭等医療費助成の申請 | <ul style="list-style-type: none"> 親子の保険証 通帳 認印 戸籍謄本 マイナンバー | | | |
| | | | 児童扶養手当の申請 | ※詳しくは担当課へご確認ください。 | | | |
| | | 特別児童扶養手当を受給しているかた | 資格喪失届、死亡届及び未支払手当請求書 | <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本 認印 | | こども支援課 こども給付係 51-6716 | |
| | | お子さんが死亡した場合 | 各手当や給付などの資格消滅の申請 | <ul style="list-style-type: none"> 受給資格証 親子の保険証等 | | | |
| 障がい・生活保護 | | 障害者手帳をお持ちのかた（身体、愛護、精神） | 手帳返還届 | <ul style="list-style-type: none"> なし | | 生活福祉課 福祉係 51-6718 | 2階 6番 7番 |
| | | 生活保護を受けていたかた | 死亡の報告 | <ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書の写し | | 生活福祉課 生活保護係 51-6739 | |
| その他 | | 犬を飼っているかた | 登録事項変更届 | <ul style="list-style-type: none"> なし | | | 12番 |
| | | 三本木霊園に死亡者名義のお墓があるかた | 名義変更申請 | <ul style="list-style-type: none"> 死亡者の使用許可証 死亡者との関係を証する書類（戸籍謄本など） 本人確認書類 認印 | | まちづくり支援課 51-6726 | |
| | | 土地や家屋をお持ちのかた | 相続人代表者指定届 | <ul style="list-style-type: none"> 認印 | | 税務課 固定資産税係 51-6768 | 5番 |
| | | 原付バイク・小型特殊自動車をお持ちのかた | 名義変更手続き等 | ※詳しくは担当課へご確認ください。 | | 税務課 諸税係 51-6765 | |
| | | 死亡者名義の森林や山林があるかた | 森林の土地の所有者の届出（法務局での変更登記完了後） | （法） | <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書（写し）または土地売買契約書（写し） 土地の位置を示す図面 | | 農林畜産課 51-6745 |

市役所周辺図



十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-23-5111（代表） HP：http://www.city.towada.lg.jp/

開庁時間：月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

※市民課証明書発行について

月および金曜日は18:00まで戸籍、住民票、印鑑証明書等の交付を行っております。